

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年4月24日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、私から、お手元の広報日程に基づきまして補足説明を申し上げます。

まず、1ページ目、1. (1)、今年度第5回となります原子力規制委員会が、明日25日水曜日の午前中に開催される予定でございます。

議題は7件予定されております。順次、補足説明をいたします。

まず、議題1「浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋内における放射性物質を含む堆積物の確認に伴う立入制限区域の設定に係る中部電力からの報告に対する評価及び今後の対応について」。こちらは昨年、平成29年5月に、中部電力・浜岡原子力発電所の廃棄物減容処理装置建屋におきまして、粒状の堆積物が発見されたという事案がございました。これにつきまして中部電力から原因及び対策に係る報告が提出されておりましたところ、この報告に対する評価について委員会にお諮りし、決定を求めるというものでございます。

次に、議題2「ウラン加工施設に対する規制の進め方について」。こちらはウラン加工施設に関しまして、新規制基準に係る事業変更許可申請があった施設に対する許可が本年3月までに全て行われたことを踏まえまして、今後のウラン加工施設に対する規制の進め方について、考え方を委員会にお諮りするということでございます。

続きまして、議題3「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた検討について」。こちらは原子力安全、核セキュリティ及び保障措置という3つの視点で私ども規制行政を行っておりますが、これら3つの視点の調和という問題につきまして、現状を踏まえまして、今後の対応及び検討の方針について、委員会にお諮りするということでございます。

次に、議題4「Sクラス施設を有しない低出力炉に対する経過措置のNSRRへの適用について」。こちらの内容でございますが、Sクラス施設を有しない低出力炉につきましては、一定の施設の施設工認等の確認の上で、一定期間運転ができるという経過措置が設けられているところでございます。今般、JAEAの研究炉でありますNSRRが、この経過措置に基づいて初めて運転をされる予定であるということを受けまして、こちらの施設に

に対する経過措置の適用の状況等について整理し、委員会に御報告を行うというものでございます。

次に、議題5「平成29年度核燃料物質使用者等に対する立入検査について」。こちらは議題のとおりでございますが、平成29年度に核燃料物質使用者に対して行いました立入検査の結果について、委員会に御報告をするというものでございます。

次に、議題6「日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可について」。こちらはいわゆるふげんの設置変更許可につきまして、原子力委員会等に対する意見聴取の結果を踏まえまして、その許可について委員会において審議を行うというものでございます。

なお、こちらの議題におきましては、原子力委員会の事務局である内閣府の参事官に出席いただいて、原子力委員会からの意見の内容について説明を聞いた上で、審議が行われるという予定でございます。

最後に、議題7「国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について」。こちらは先般、4月16日～20日までの間、ウィーンで開催されましたこの会議、IAEAの核セキュリティ諮問委員会に田中知委員が出席をされましたところ、その結果概要について、田中委員から御報告をいただくというものでございます。

委員会については、以上でございます。

次に、広報日程の2ページ目、4月27日金曜日、(4)の審査会合についてでございます。議題は、記載がございますとおり、2件予定されております。

まず、議題の1つ目といたしまして、中国電力・島根原子力発電所の地震動評価ということで、基準地震動の年超過確率について説明を聴取し、議論が行われる予定となっております。

次に、議題の2点目といたしまして、日本原電株式会社・敦賀発電所の地震動評価ということで、こちらは地震動評価に関する初回の審査ということで、事業者側から説明をお聞きし、議論を行うという予定となっております。

次に、その下、(5)第13回もんじゅ廃止措置安全監視チームの会合が同日午後開催される予定でございます。もんじゅにつきましては、御案内のとおり、3月末に廃止措置計画が認可をされ、今後、その実施状況を監視していくということとなっております。今回の会合では議題は主に2件予定されておまして、まず1点目といたしまして、廃止措置の実施状況ということで、関連設備の点検状況について説明を聴取し、確認をするという予定でございます。

また、2点目といたしまして、燃料取り出し作業の実施に向けた作業体制の整備についてということで、職員の訓練や教育などの状況について、状況を伺うということが予定されてございます。

私からの御説明は以上でございます。

## <質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

お聞き及び分かりませんが、日本原電が東海第二発電所の審査の関係で定例の検査を中央労働基準監督局から受けて、それでもって是正勧告を受けています。2月に出されているそうです。今、それについては、情報、入っていらっしやいますでしょうか。

○大熊総務課長 そうした報道があるということは、報道で承知をしております。原子力規制委員会としては、その関係について、事業者、日本原電のほうから特に報告を受けておりませんし、受ける立場にもないということでございまして、我々として原電から話を聞くという意味では承知をしておりますが、報道において承知をしております。

○記者 審査に絡んでの要するに過重労働で、やはり時間とか人数とか、そういうことに関しては、一切彼ら、原電は明らかにしないのですけれども、規制側でこれについて、何らかの話題にするということはないのでしょうか。

○大熊総務課長 報道では承知しておりますけれども、日本原電の中であったということだと思います。私どもとしては報告なり、話を聞いているということではありませんで、現時点ではコメントはございませんで、我々として、委員会として何かそれを話題にするということではないものと考えています。

○司会 ほか、ございますでしょうか。カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

明日の委員会の議題1なのですが、これは報告に対する評価と決定というのは、何か処分とか、そういったものが含まれるのですか。

○大熊総務課長 こちらは「決定」という言い方が少し説明不足だったかもしれませんが、原子力関係施設で様々なトラブルがあった場合、原子炉等規制法に基づき、一定のトラブルは法令上の報告という扱いになります。こちらは法令報告事象ということになっておりまして、報告があったものについては、原因及び今後の対応についての報告を事業者から頂き、それについて、このように評価をするというのを委員会として決めるというのが私どものプラクティスというか、慣例としてやっているということでありまして、何か法令上の措置を決定するというのではなく、評価について委員会として判断をする、決定をするということであります。

○記者 分かりました。

ということは、保安規定違反とか、そういうことではないと。

○大熊総務課長 はい。そういうことについて、ここで何か決定するというのではなく

て、この事象について、原因がこのように評価をされ、今後の対応がこのように事業者は報告をしていると。それについて、是とするのかどうかということについての判断をするという意味であります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—